

公 示 送 達 書

令和8年10月22日

下記の書類は、地方税法第20条の2第1項及び長井市市税条例第6条の規定により公示する。

なお、送達書類は当市役所税務課に保管してありますので、来庁のうえ受領してください。

長井市長 内 谷 重 治



記

送達を受けるべき者の氏名	ALDIKA ARYA DEWANGGA (アルディカ アルヤ デワンガ)
送 達 す る 書 類 名	督促状 2通 (令和8年度 市県民税・森林環境税 第1期・第2期)

(注 意)

地方税法第20条の2第3項の規定により、公示をした日から起算して7日を経過したときは書類の送達があったものとみなされます。

公 示 送 達 書

令和8年10月22日

下記の書類は、地方税法第20条の2第1項及び長井市市税条例第6条の規定により公示する。

なお、送達書類は当市役所税務課に保管してありますので、来庁のうえ受領してください。

長井市長 内 谷 重 治



記

送達を受けるべき者の氏名

KRESNA BAYU PRIATAMA
(クレスナ バユ プリアタマ)

送 達 す る 書 類 名

督促状 2通
(令和8年度 市県民税・森林環境税 第1期・第2期)

(注 意)

地方税法第20条の2第3項の規定により、公示をした日から起算して7日を経過したときは書類の送達があったものとみなされます。

公 示 送 達 書

令和8年10月22日

下記の書類は、地方税法第20条の2第1項及び長井市市税条例第6条の規定により公示する。

なお、送達書類は当市役所税務課に保管してありますので、来庁ののうえ受領してください。

長井市長 内 谷 重 治

記



送達を受けるべき者の氏名

L I L I K K U R N I A W A N
(リリク クルニアワン)

送 達 す る 書 類 名

督促状 2通
(令和8年度 市県民税・森林環境税 第1期・第2期)

(注 意)

地方税法第20条の2第3項の規定により、公示をした日から起算して7日を経過したときは書類の送達があったものとみなされます。

公 示 送 達 書

令和8年10月22日

下記の書類は、地方税法第20条の2第1項及び長井市市税条例第6条の規定により公示する。

なお、送達書類は当市役所税務課に保管してありますので、来庁のうえ受領してください。

長井市長 内 谷 重 治

記



送達を受けるべき者の氏名

D I A Z MUHAMAD ZULKHAM
(ディアス ムハammad ズルーハム)

送 達 す る 書 類 名

督促状 2通
(令和8年度 市県民税・森林環境税 第1期・第2期)

(注 意)

地方税法第20条の2第3項の規定により、公示をした日から起算して7日を経過したときは書類の送達があったものとみなされます。

公 示 送 達 書

令和8年10月22日

下記の書類は、地方税法第20条の2第1項及び長井市市税条例第6条の規定により公示する。

なお、送達書類は当市役所税務課に保管してありますので、来庁のうえ受領してください。

長井市長 内 谷 重 治



記

送達を受けるべき者の氏名

FERRARO COLBY PAUL
(フェラーロ コルビィ ポール)

送 達 す る 書 類 名

督促状 2通
(令和8年度 市県民税・森林環境税 第1期・第2期)

(注 意)

地方税法第20条の2第3項の規定により、公示をした日から起算して7日を経過したときは書類の送達があったものとみなされます。

公 示 送 達 書

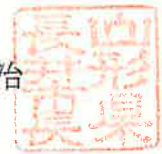
令和8年10月22日

下記の書類は、地方税法第20条の2第1項及び長井市市税条例第6条の規定により公示する。

なお、送達書類は当市役所税務課に保管してありますので、来庁のうえ受領してください。

長井市長 内 谷 重 治

記



送達を受けるべき者の氏名

NYAMDOR J BADAMKHAND
(ニヤムドルジ バダムハンド)

送 達 す る 書 類 名

督促状 2通
(令和8年度 市県民税・森林環境税 第1期・第2期)

(注 意)

地方税法第20条の2第3項の規定により、公示をした日から起算して7日を経過したときは書類の送達があったものとみなされます。

公 示 送 達 書

令和8年10月22日

下記の書類は、地方税法第20条の2第1項及び長井市市税条例第6条の規定により公示する。

なお、送達書類は当市役所税務課に保管してありますので、来庁のうえ受領してください。

長井市長 内 谷 重 治

記



送達を受けるべき者の氏名

WANGPOOMYAI CHALITA
(ウォンプームヤイ チャリター)

送 達 す る 書 類 名

督促状 2通
(令和8年度 市県民税・森林環境税 第1期・第2期)

(注 意)

地方税法第20条の2第3項の規定により、公示をした日から起算して7日を経過したときは書類の送達があったものとみなされます。

公 示 送 達 書

令和8年10月22日

下記の書類は、地方税法第20条の2第1項及び長井市市税条例第6条の規定により公示する。

なお、送達書類は当市役所税務課に保管してありますので、来庁のうえ受領してください。

長井市長 内 谷 重 治

記



送達を受けるべき者の氏名

張 飛
(チョウ ヒ)

送 達 す る 書 類 名

督促状 1 通
(令和8年度 市県民税・森林環境税 第1期)

(注 意)

地方税法第20条の2第3項の規定により、公示をした日から起算して7日を経過したときは書類の送達があったものとみなされます。

公 示 送 達 書

令和8年10月22日

下記の書類は、地方税法第20条の2第1項及び長井市市税条例第6条の規定により公示する。

なお、送達書類は当市役所税務課に保管してありますので、来庁のうえ受領してください。

長井市長 内 谷 重 治

記



送達を受けるべき者の氏名

NGUYEN DANG QUANG
(グエン ダン クアン)

送 達 す る 書 類 名

督促状 1通
(令和8年度 市県民税・森林環境税 第2期)

(注 意)

地方税法第20条の2第3項の規定により、公示をした日から起算して7日を経過したときは書類の送達があったものとみなされます。

公 示 送 達 書

令和8年10月22日

下記の書類は、地方税法第20条の2第1項及び長井市市税条例第6条の規定により公示する。

なお、送達書類は当市役所税務課に保管してありますので、来庁のうえ受領してください。

長井市長 内 谷 重 治

記



送達を受けるべき者の氏名

THALA SUPADA
(ターラー スパーダー)

送 達 す る 書 類 名

督促状 1通
(令和8年度 市県民税・森林環境税 第2期)

(注 意)

地方税法第20条の2第3項の規定により、公示をした日から起算して7日を経過したときは書類の送達があったものとみなされます。

公 示 送 達 書

令和 8 年 1 0 月 2 2 日

下記の書類は、地方税法第 2 0 条の 2 第 1 項及び長井市市税条例第 6 条の規定により公示する。

なお、送達書類は当市役所税務課に保管してありますので、来庁ののうえ受領してください。

長井市長 内 谷 重 治

記



送達を受けるべき者の氏名

PHAN VAN HOA
(ファン ウ ァン ホア)

送 達 す る 書 類 名

督促状 1 通
(令和 8 年度 市県民税・森林環境税 第 2 期)

(注 意)

地方税法第 2 0 条の 2 第 3 項の規定により、公示をした日から起算して 7 日を経過したときは書類の送達があったものとみなされます。